●19条5項指定の効果

19条5項指定には、こんなたくさんのメリットがあります。

測量の信頼性が高まる

19条5項指定により、測量の基準や測量上の誤差の限度等 について一定の条件をみたしていることが確認されるため、当該 測量・調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高ま

地籍調査と同等の成果として扱われる

19条5項指定を受けることにより、地籍調査を行ったものと同 等に扱われるので、原則として改めて地籍調査を実施する必要 がなくなります。

測量費の軽減

測量の計画段階から、作業規定に基づき基準と精度を満た した測量を行っていれば、指定申請のための追加作業は少なく、 補助金を活用することで、事業者の負担軽減効果は高くなりま

境界紛争を未然に防止し、 安心して土地取引が可能

正確な地図を作成することにより、近隣との境界争い等が未 然に防止され、将来土地の売買等を行う場合も円滑に行うこと ができるようになります。

基準点の設置

19条5項指定申請をしようとする地区の近傍に測量の基準 点がない場合、当該事業者が国土交通省に要望すれば、国 十地理院と協議のうえ、当該事業地区の近傍に基準点が設 置されます。



●国、県補助の申請について

■国の補助制度

「地籍整備推進調査費補助金」があります。別途国に申請をお願いします。 例年1月~3月が募集期間となります。

【問い合わせ先】

国土交通省 中部地方整備局 用地部用地企画課

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号 名古屋合同庁舎第2号館

TEL: 052-953-8105

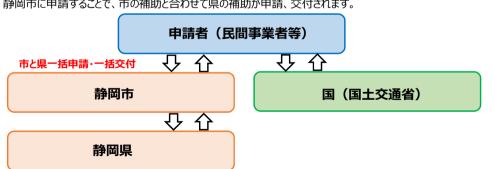
詳しい内容は国土交通省のホームページをご覧ください。 http://www.chiseki.go.jp/index.html



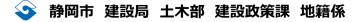
■静岡県の補助制度

「静岡県地籍整備推進調査費補助金」があります。

静岡市に申請することで、市の補助と合わせて県の補助が申請、交付されます。



●問い合わせ先



〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 TEL: 054-221-1464 FAX: 054-221-1246 ホームページ: https://www.city.shizuoka.lg.jp/268 000047.html





民間事業者等が行う土地の測量費等に関する補助制度 静岡市地籍整備推進調查費補助金

あなたの土地の信息は、 **あげてみませんか?**



静岡市

知っていますか?補助制度、19条5項指定

■補助制度

民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、静岡市では「静岡市地籍整備推進調査費補助金」 を創設しました。静岡市に申請いただくことで、一括して県の補助も受けることができます。また、国土交诵省の「地籍 整備推進調査費補助金」(別途国に申請)と併用して申請することができます。

■19条5項指定とは

土地に関する様々な調査・測量の成果が地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査と 同様に取り扱うことができるよう、当該成果を国が指定する制度です。この制度の根拠が国土調査法第19条第5 項であることから、「19条5項指定と呼んでいます。

■指定を受けると

指定を受けた地図を、不動産登記法第14条第1項地図(土地の正確な位置、形状を表した地図)として備えつ けるために国土交通大臣から登記所に送付します。

事業主体

O. 誰でも申し込みできますか?

A. 地籍調査以外の調査・測量を実施する民間事業 者が対象となります。

対象地域

O. どこで行う測量でも対象ですか?

A. 静岡市内の人口集中地域、または、都市計画区 域内です。

ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14 条第1項で規定する地図が備え付けれれている地 域は除きます。

面積要件

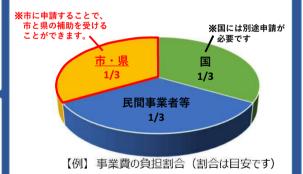
O. 大きさの条件はありますか?

A. 一地区あたり500m以上であることが必要です。

補助金額

O. 補助率はどのくらいですか?

- A. 市の補助額は、対象事業費の1/3以内で市が算定す る額です。ただし、県の補助額は除きます。
 - ・市に申請することで、一括して県の補助を受けることがで
 - ・国の補助は、国に別途申請をお願いします。



補助対 象経費

Q. 補助の対象となる経費とはどんなものがありますか?

A. 19条5項の指定申請等による地籍情報の整理に必要な経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中 に行われている場合にかぎります。限度額についても、国と同様に次のとおりとなります。

(限度額) 地区当たり500万円+100万円/ha×面積



専門家による検討に 要する費用等

(限度額)

地区当たり20万円



境界査定図等の既存 境界資料の収集に要 する費用等



要する費用等

現地調査や現地立会 に要する費用等





作成に要する費用等

地区当たり30万円

引用: 「地籍整備推進調查費補助金 | 国土交通省

補助金を受け取るまでの流れ

まずは、静岡市建設政策課に相談ください!!

